

(介護予防) 通所リハビリテーション 重要事項説明書

老人保健施設ウェルハウスしらさぎ

1. 事業者

- ・法人名 医療法人健悠会
- ・法人所在地 〒873-0231 大分県国東市安岐町塩屋 114 番地 1
- ・代表者氏名 理事長 定村 智章

2. 事業所の概要

- ・種類 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ・名称 老人保健施設ウェルハウスしらさぎ通所リハビリテーション
- ・所在地 〒873-0202 大分県国東市安岐町瀬戸田 1035 番地 9
- ・事業所番号 第 4452180013 号
- ・電話 0978-67-3647
- ・FAX番号 0978-67-3645
- ・管理者名 施設長 池田 正仁
- ・開設年月日 平成 10 年 5 月 24 日
- ・定員 40 名（介護予防通所リハビリテーションを含む）
- ・事業実施地域 国東市安岐町全域及び武蔵町の一部、杵築市の一部

3. 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対して医師の指示に基づくリハビリテーションを提供し、心身機能の維持・回復及び日常生活動作能力の向上を図り、利用者が可能な限りその人らしく自立した在宅生活が送れるよう支援することを目的とします。

4. 事業の運営方針

- 1) 利用者の心身の特性、生活環境及び本人・家族の意向をふまえ、通所リハビリテーション計画に基づいて、個別性を重視したリハビリテーションを提供します、
- 2) サービス提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- 3) 在宅生活の継続及び生活の質の向上を重視し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携を図りながら、利用者の社会参加及び地域生活の維持向上を支援します。

5. 営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～土曜日、祝日
- ・休業日 日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）、お盆（8月13日～8月15日）
- ・営業時間 月曜日～金曜日：8時30分～18時、土曜日：8時30分～17時30分
- ・サービス提供時間 午前9時30分～午後4時

6. 事業所の職員体制

- | | | | |
|----------|-------|----------|-------|
| 1) 医師 | 1 名 | 5) 介護職員 | 5 名以上 |
| 2) 理学療法士 | 4 名 | 6) 送迎運転手 | 2 名以上 |
| 3) 作業療法士 | 1 名 | 7) 事務職員 | 2 名以上 |
| 4) 看護師 | 2 名以上 | | |

7. 当事業所が提供するサービス

- 1) (介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成
- 2) 食事
- 3) 入浴
- 4) 送迎
- 5) 健康管理
- 6) 日常生活上の援助（食事介助、移動・移乗介助、服薬介助、排泄介助等）
- 7) リハビリテーション（専門職による個別訓練、日常生活動作を通じた訓練、集団体操等）
- 8) 生活指導・相談援助

8. ご利用にあたっての留意事項

- 1) リハビリテーションや個別の運動は、職員の指示や注意に従って実施してください。
- 2) 設備機器等は、必ず職員の許可を得てご使用下さい。
- 3) 所持品の持ち込みは必要最小限とし、お名前をご記入願います。
- 4) 他者への差し入れについて、食べ物、飲み物いずれも禁止としております。
- 5) 原則として金銭や高額な貴金属の持ち込みはご遠慮願います。また、持ち込み後の盗難・紛失については責任を負いかねます。
- 6) 外出は、職員が必要と認める場合を除きご遠慮下さい。
- 7) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等は固くお断りします。
- 8) 飲酒・喫煙は、お断りしております。

9. 契約の終了

次のいずれかに該当する場合、契約が終了となります。

- 1) 利用者又は家族が、終了を申し出た場合
- 2) 利用者が要介護等認定において自立と判定された場合
- 3) 介護保険施設等に入所された場合
- 4) 利用者が死亡した場合
- 5) 利用者の故意又は重大な過失により、当事業所又はサービス従事者、他の利用者の生命、心身、財物、信用等を傷つける、又は著しい不信行為やハラスメント行為等を行った場合
- 6) 支払期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から1か月以内にお支払いがない場合

10. 緊急時の対応

サービス利用中に利用者の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者の緊急連絡先（家族等）へ連絡します。

<協力医療機関>

・国東市民病院（大分県国東市安岐町下原 1456 番地）TEL0978-67-1211

11. 事故発生時の対応

当事業所のサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、保険者、担当の介護支援専門員に連絡し必要な措置を講じます。事故については「リスクマネジメント委員会」にて経過・原因究明・今後の対策を検討し、再発防止に向けた対応を行います。

12. 損害賠償

当事業所は、サービスの提供にあたり、利用者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には加入している保険の補償範囲内でその損害を賠償します。ただし、事業所の責任によらない事由によって生じた損害については、この限りではありません。

1 3. 要望および苦情等の受付

当事業所の提供しているサービスに対する要望や苦情は以下の窓口で受け付けます。また、エレベーター前の「ご意見箱」もご利用いただけます。

＜利用者苦情相談窓口＞

苦情受付責任者	施設長	池田 正仁
苦情受付窓口	事務長	定村 智章
	介護支援専門員	藤原 寛子、東 光太郎
国東市安岐総合支所地域振興課		(Tel) 0978-67-1111
大分県国民健康保険団体連合会		(Tel) 097-534-8470

1 4. 秘密保持と個人情報の保護

- 1) 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。従業者でなくなった後においてもこの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容としています。
- 2) 当事業所が業務上知り得た利用者及び家族の個人情報については、別紙「個人情報使用同意書」に定めるとおり必要と認められた場合のみ使用するものとします。利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 3) 当事業所はサービス提供の記録を利用終了後5年間は保管します。利用者が上記の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。また、家族やその他（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合にこれに応じます。

1 5. 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、委員会の開催や研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。また、従業者が介護にあたっての悩みや苦労を相談できる体制と整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 6. 身体拘束の適正化

当事業所は、利用者に対して身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとします。ただし、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、利用者又は身元保証人に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行います。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等について記録を行うこととし、早期に身体拘束を解除する努力をします。

1 7. ハラスメント対策

- 1) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じます。
- 2) カスタマーハラスメント（利用者やその家族などからの著しい迷惑行為）の防止に取り組みます。職員の心身に危害が生ずる恐れがある場合であって、その危害の発生、再発生を防止することが著しく困難な場合や、当該従業者ないし事業所が利用者へサービス提供することが困難となった場合は、契約解除を行うことがあります。

1 8. 非常災害対策

非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害対策を行います。

- ・非常時の対応 別途定める老人保健施設ウェルハウスしらさぎ消防計画に則り対応します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消化器、消火栓、自動火災報知装置、非常警報装置、避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火戸、防火シャッター
- ・防災訓練 年2回（うち1回は夜間想定）

19. 衛生管理等

通所リハビリテーションの提供に関する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じます。また、事業所において感染症が発生・まん延しないように必要な措置を講じます。感染症の発生・まん延を防止するための措置について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに密接な連携に努めます。

20. 業務継続のための計画の策定

非常災害や感染症の発生時に、サービスの提供を継続し早期の業務再開を図るため、業務継続計画を定めています。従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修・訓練実施等の必要な措置を講じるよう努めます。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

21. 利用料金

サービス利用料金の詳細は別添の料金表をご参照下さい。(別添1)

1) 請求のご案内

- ・利用料は月末締めとし、翌月初旬に前月分の請求書をお渡しします。

2) お支払い方法

- ・お支払い方法は、預金口座からの自動引き落としとさせていただきます。手数料は無料です。
- ・手続きは「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、事務へご提出ください。締切日前（毎月12日頃）であれば、その月の利用料から引き落としが開始されます。
- ・引き落としは毎月20日です。（金融機関が休日の場合は翌日となります）

3) 領収書の発行

- ・引き落としが確認できた月の翌月に、その月の請求案内に添付してお渡しいたします。

私は本書面に基づいて、事業所から（介護予防）通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、合意したことをもって通所契約に同意いたします。

令和 年 月 日

<事業者> 事業所名 老人保健施設ウェルハウスしらさぎ通所リハビリテーション
住所 大分県国東市安岐町瀬戸田1035番地9
代表者名 理事長 定村 智章



<説明者> _____ 印

<利用者> 住所 _____
氏名 _____ 印

<利用者家族等> (本人が署名できない場合)
住所 _____
氏名 _____ 印

(利用者との続柄)

(別添 1)

◆介護保険給付サービス（要介護 1～5）

<通所リハビリテーション費（6 時間以上 7 時間未満、通常規模型）、1 日につき>

介護度	単位 (単位/日)	利用料金		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	715 単位	715 円	円	円
要介護 2	850 単位	850 円	円	円
要介護 3	981 単位	981 円	円	円
要介護 4	1137 単位	1137 円	円	円
要介護 5	1290 単位	1290 円	円	円

加算・減算	単位	利用料金		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
サービス提供体制強化加算 I	22 単位	22 円	44 円	66 円
入浴介助加算 I	40 単位	40 円	80 円	120 円
送迎未実施減算（片道）	-47 単位	-47 円	-94 円	-141 円
送迎未実施減算（往復）	-94 単位	-94 円	-188 円	-282 円
退院時共同指導加算	600 単位	600 円	1200 円	1800 円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護保険合計単位数の 83/1000 に相当する単位数			

◆介護予防給付サービス（要支援 1、2）

<介護予防通所リハビリテーション費（1 月につき）>

介護度	単位 (単位/月)	利用料金		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	2268 単位	2268 円	4536 円	6804 円
要支援 2	4228 単位	4228 円	8456 円	12684 円

加算・減算	単位	利用料金		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
サービス提供体制強化加算 I（要支援 1）	88 単位	88 円	176 円	264 円
サービス提供体制強化加算 I（要支援 2）	176 単位	176 円	352 円	528 円
長期利用（12 月超）減算（要支援 1）	-120 単位	-120 円	-240 円	-360 円
長期利用（12 月超）減算（要支援 2）	-240 単位	-240 円	-480 円	-720 円
退院時共同指導加算	600 単位	600 円	1200 円	1800 円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	介護保険合計単位数の 83/1000 に相当する単位数			

※保険給付部分の利用者負担は「介護保険負担割合証」の負担割合に応じた額となります。

※要支援の方が、月途中で下記の条件に該当する場合については、日割りでの計算になります。

- ①要介護から要支援に変更、又は要支援から要介護に変更となった場合
- ②同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ③月途中で要支援度が変わった場合
- ④介護予防短期入所または介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用した場合

要支援 1…75 単位／日×通所利用日数

要支援 2…139 単位／日×通所利用日数

◆その他の料金

1) 食事提供費 600 円

- ・午前 10 時以降は食事の取り消しができないため、10 時までに休みの連絡をいただけなかった場合や、事情により昼食前に帰宅される場合には、同金額をご負担していただきます。

2) その他

- ・紙おむつ、また個人の希望により個別のレクリエーションを行う場合は、別途実費でのご負担となります。